令和３年度版

**西尾市シルバー人材センターポイント制度のご案内**

Ⅰ．ポイント制度とは

会員の皆さんがセンター事業や運営に積極的に参加していただくことを目的としています。

会員紹介、総会や地区会議出席など参加した活動に対してポイントを付与します。

Ⅱ．ポイント対象と付与点数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 内　容 | ポイント |
| 行事 | 定時総会出席 | 300 |
| 地区会議出席 | 200 |
| ボランティア活動参加 | 200 |
| 安全標語・川柳応募 | 100 |
| 各種講習会 | センター主催講習会・研修会 | 200 |
| 役員 | 会長 | 1500 |
| 副会長 | 1000 |
| 理事 | 700 |
| 各種委員 | 500 |
| 地域班長 | 500 |
| 普及・啓発 | 会員紹介※紹介者と紹介されて入会した会員双方に付与 | 300 |

Ⅲ．ポイントの対象期間

　ポイント対象期間は4月1日から3月31日です。翌年度へのポイントの繰り越しはできません。

Ⅳ．ポイントの交換方法

年度末に在籍している会員を対象に、その年度中にたまったポイントを集計し、500点以上でクオカードと交換します。（500点ごとにクオカード1枚）

*※*ポイント管理は事務局でおこないます。ポイントカード等の発行はいたしません。

Ⅴ．その他の条件

ポイント交換はポイント付与年度の翌年度となるため、翌年度の会員継続が条件となります。

**【問合先】**

公益社団法人西尾市シルバー人材センター

　　　　　　　　　　　電話（0563）57-3216

　　　　　　　　　　　mail　nishio@sjc.ne.jp